

省エネ住宅普及促進に係る相談等業務

業務仕様書

令和4年2月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「省エネ住宅普及促進に係る相談等業務」（以下「本業務」という。）に関して、岩手県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

1 業務名

省エネ住宅普及促進に係る相談等業務

2 業務委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 業務の内容

県民や事業者からの省エネ住宅に関する相談・アドバイスを実施する窓口を設置し、省エネ住宅に関する相談への対応、省エネ住宅の普及促進のためのセミナーの開催及び広報を実施し、家庭の二酸化炭素排出量削減に資する省エネ住宅の普及を促進する。

(1) 省エネ住宅相談

省エネ住宅に係る窓口を設置し、対面・電話・メール等により問い合わせのあった事項に対応すること。

ア 専用ホームページを設けて、問い合わせに対応すること。

イ 必要に応じて、専門家の助言を得ながら相談業務を行うこと。

ウ 相談内容及びその対応については、取りまとめのうえ、定期的に県に報告すること。

エ 窓口の設置やその内容について周知を行うこと。

(2) 省エネ住宅普及促進セミナー

工務店等を対象とし、省エネ住宅の普及促進に資するよう県民への省エネ住宅提案の説明力向上のためのセミナーを開催すること。

ア セミナーの内容等を企画し、講師との調整、事前準備から当日の運営を含めた一切の業務を行うこと。ただし、内容については、本事業の目的に基づいたものとするとし、県と協議しながら進めること。

イ 1回以上開催すること。

ウ 開催方法は参集型を基本とし、必要に応じてオンラインも併せて実施すること。

エ 今後の事業の参考や広報に活用するため、受講者に対してアンケートを実施すること。

(3) 省エネ住宅普及促進のための広報

ア 県民を対象に地球温暖化対策における省エネ住宅の重要性や省エネ住宅のメリット（CO₂削減、快適性向上、健康維持など）を訴求するためのCM（15秒以内）を1本制作し、1カ月間合計50回以上放送すること。

イ 放送は、地球温暖化防止月間（12月）等、ターゲットに応じた効果的な時期及び時間帯に行うこと。

ウ 制作費や放送料等、番組等の制作や放送に係る経費については、全てこの契約に含むものとする。

4 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

(1) 内容

ア 実施報告書

イ 広報物

セミナーなど広報・宣伝に用いたチラシ等の広報媒体

ウ その他、本業務で作成した資料のうち、県が指示する資料一式

(2) 納入場所

岩手県環境生活部環境生活企画室

(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 11 階)

(3) その他

ア 県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条）及び二次的著作物利用権（同法第 28 条）を含む。）は、県に帰属するものとする。

イ 写真等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県に対して文書で報告しなければならない。提出書類（各 6 部）

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 岩手県は、上記(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から岩手県に移転することとするが、その詳細については、岩手県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、岩手県個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(7) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

事業実施時における県内外の感染状況と業種別ガイドライン等を踏まえ、セミナー等の催事毎に、適切な感染防止策をとること。

なお、当該対策について、本業務実施前に、県に書面で報告すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。